

大船渡地区環境衛生組合議定会議録

令和 4 年 2 月 9 日招集

第 1 回 定 例 会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第1号

令和4年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月2日

大船渡地区環境衛生組合

管理者 大船渡市長 戸田 公明

記

- 1 期 日 令和4年2月9日（水）午後1時
- 2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和4年大船渡地区環境衛生組合議会

第1回定例会議事日程表

議事日程第1号

令和4年2月9日（水） 午後1時開議

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 議案第1号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第2号 | 令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて |
| 日程第5 | 議案第3号 | 大船渡地区環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を定めることについて |
| 日程第7 | 議案第5号 | 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて |

出席議員（9名）

議長	東 堅市 君	副議長	村上 薫 君
1 番	佐藤 優子 君	2 番	金子 正勝 君
5 番	荻原 勝 君	6 番	船砥 英久 君
7 番	山本 和義 君	8 番	紀室 若男 君
10 番	熊谷 昭浩 君		

欠席議員（1名）

3 番 森 亨 君

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	戸田 公明 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	志田 努 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	細谷 真実 君
事務局長		安居 清隆 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	伊藤 真紀子 君
住田町町民生活課長	紺野 勝利 君

事務局出席者

書記	大友 崇志 君
書記	笹崎 大岳 君

午後 1 時 00 分開会

○議長（東堅市君） ただいまから令和 4 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 9 名であります。欠席の通告は 3 番森亨君であります。

ここで議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から令和 3 年度定期監査結果及び令和 3 年度 10 月から 12 月分の一般会計と歳計外現金の例月出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。以上で諸報告を終わります。

○議長（東堅市君） それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（東堅市君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から 1 番佐藤優子君、2 番金子正勝君の両名を指名いたします。

○議長（東堅市君） 次に日程第 3、議案第 1 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは議案第 1 号についてご説明いたします。議案書の議案第 1 号をお開き願います。議案第 1 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めますのでございます。

お開き願います。専決処分書の写しでございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。専決処分条例案につきましては、別冊にてお配りしております、管理者提出条例議案の 1 ページをご覧願います。内容につきましては、別冊の議案第 1 号説明要旨により説明し、全文に代

えさせていただきます。

説明要旨の1ページをお開き願います。議案第1号説明要旨。1本則。第1条による改正。第22条、令和3年12月期の期末手当の支給割合を100分の130から100分の115に、再任用職員の期末手当の支給割合を100分の72.5から100分の62.5に、それぞれ引き下げを定めるものでございます。第2条による改正。第22条、令和4年4月1日以降の期末手当の支給割合を100分の122.5に、再任用職員の期末手当の支給割合を100分の67.5に、それぞれ改めるものでございます。2附則。この条例の施行期日を第1条は令和3年12月1日、第2条は令和4年4月1日とするものでございます。なお、当組合を構成する大船渡市と住田町におきましては、それぞれ令和3年11月臨時会で同様の条例を制定しているところであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第1号について質疑を許します。山本和義君。

○7番（山本和義君） 7番山本和義です。若干質問させていただきます。今回の給与に関する条例一部改正条例の提案した背景と伺いますか、それらについてきちっと説明をお願いしたいと思います。それから第1条は令和3年12月1日から、第2条は令和4年4月1日からということになっておりますけれども、実施の施行期日が異なる理由というか、その辺についての説明をお願いします。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 最初のご質問のほうでございます。背景につきましてはということでございましたけれども、当組合におきましては、給与改定につきましては大船渡市のほうに倣いまして行っております。岩手県の人勸を尊重する、遵守してですね、それから大船渡市のほうで手続きを進めまして、それに基づいて行っているところでございます。それから2つ目のご質問のほうでございます。第1条と第2条についての説明になりますが、第1条につきましては令和3年度中に行ったということで、1回目の手当を6月に支払っておりましたので、その調整、それから令和4年、来年度以降については、6月と12月の手当で調整するというところで2回に分けた提案で、以上でございます。

○議長（東堅市君） 山本和義君。

○7番（山本和義君） 職員給与の事実上の引き下げということになりますと、やはりあの、職員も市民の1人でありますから、どうしてもね、所得が下がるということは市内の一般の労働者に対する影響も出てくるのだということで、全体を押し下げる作用が働くんじゃないかということで、私は賃下げについてはできるだけ慎重に検討していただきたいと思う訳です。国や県、それから市の職員の給与改定にそのまま倣った形になっていると思いますけれども、もう少し当組合としての評決をしてというか、検討というか、そういうのがきちっと検討されたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 給与改定につきましては、当組合といたしましては構成市町である大船渡市並びに住田町さんに準じてですね、普段事務の共同委託ということで任を受けてやっておりますので、その辺につきましては大船渡市に倣いまして行っているところでございます。以上でございます。

○議長（東堅市君） 山本和義君。

○7番（山本和義君） だいたい気持ちは分かるんですけども、事務局長に答えてもらうのは酷かもしれませんけれども、あの、やはり何といいますかね、法律上はですね、倣うというのは強制力はないと思って。きちっとそれぞれの裁量で、法令の範囲内での裁量をね、きちっと検討すると。ただ単に単純に倣えばいいというものではなくてですね、そういう過程が必要だし大事だと思うんです。その辺について今後のことも含めてもう少し組合としての検討もあってもいいのではないかとということをお願い申し上げます。

○議長（東堅市君） 追加答弁よろしいですか。それでは参考意見としてさせていただいて進みたいと思います。その他質疑お持ちの方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第4、議案第2号、令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについてを議題といたします。管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（戸田公明君） 令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算の審議に先立ちまして、組合運営の基本方針を述べさせていただきますので、議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

はじめに、我々の暮らしは、豊かな自然とそこから得られる恵みによって成り立っており、この快適な環境を後世に引き継ぐことは、今を生きる全ての者にとって義務であり、使命であります。今日の世界は、気候変動問題、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の損失といった地球環境の危機に直面しており、廃棄物の適正処理は勿論のこととして、再資源化による循環型社会の構築に向けた取り組みの重要性が増してきております。

このような中、一般廃棄物処理の一翼を担う当組合におきましては、構成市町である大船渡市及び住田町の協力のもと、岩手沿岸南部クリーンセンターとの連携により、家庭等から排出されるごみの分別収集や適正処分、再資源化など鋭意取り組んでいるところであります。

この結果、当組合における昨年度の可燃ごみ及び不燃ごみの総排出量は、ピーク時の平成 15 年度と比較しておよそ 32%減少しておりますが、その主な理由として管内人口の減少のほか、ごみの減量化、再資源化に対する企業努力、住民一人ひとりの意識の向上があげられるものと受け止めております。

今後も引き続き構成市町等との連携により、多様化する諸課題への的確な対応に努め、一層のごみの減量化や分別、リサイクル等の適正処理を推進し、廃棄物行政に取り組んでまいります。

こうした観点に立ちまして、令和 4 年度一般会計予算について申し上げます。

ごみの収集等につきましては、現在、一部地域の可燃ごみを除き、民間事業者への業務委託により収集が行われております。引き続き組合が保有する人的、物的資源の効率的かつ効果的な活用を考慮したうえで、段階的に委託化を進めながら、安定した業務運営が行えるよう取り組んでまいります。

中間処理につきましては、収集及び持ち込みされたごみについて、分別とリサイクル処理を適切に行い、廃棄物の再資源化と最終処分量の低減に努めてまいります。また、ごみ処理の広域化に伴い、大型パッカー車への積み替えによる輸送効率を向上させるため設置したダストドラムについては、導入後 10 年が経過することから、令和 4 年度に大規模修繕を行い、積込中継施設としての機能を維持してまいります。

住田町の大平地内に設置する一般廃棄物最終処分場につきましては、引き続き近隣地区の自然環境や生活環境に配慮しながら、岩手沿岸南部クリーンセンターで発生した溶融飛灰等の埋設処理を計画的に行ってまいります。また、浸出水処理施設の維持管理に努め、安全な水の放流を保持するとともに、国の補助金を活用した原発事故由来の放射性物質による汚染状況のモニタリングに注視してまいります。

最後に職員等の安全管理につきましては、収集、中間処理、最終処分の各業務において危険を伴う作業も多いことから、設備等の保守点検を徹底するとともに、研修の機会を確保するなど、職員の知識と資質の向上を図り、安全管理に努めてまいります。

また、未だ収束が見えない新型コロナウイルス感染症について、廃棄物処理は医療と同様、住民生活、地域経済の安定確保に不可欠な業務として、広く社会に認識されているところであり、当組合におきましても、その責務を果たすため、感染防止を心がけながら関係機関及び団体と連携し、地域の環境保全に取り組んでまいりますので、議員各位並びに当組合管轄区域内の住民の皆様のお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、運営方針に係る具体的な施策につきましては、事務局長から説明をいただきますので、ご審議のうえご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私からは以上であります。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは私から、令和 4 年度における一般会計の具体的な内容についてご説明いたします。議案書の議案第 2 号をお開き願います。議案第 2

号、令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第211条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは別冊の令和4年度大船渡地区環境衛生組合予算書により説明させていただきます。1ページをお開き願います。令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算。令和4年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,597万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算。歳入でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金2億1,064万円。2款使用料及び手数料、1項手数料1,794万円。3款国庫支出金、1項国庫補助金39万6,000円。4款繰越金、1項繰越金1,000円。5款諸収入、1項組合預金利子1,000円。2項雑入109万2,000円。6款組合債、1項組合債1,590万円。以上、歳入合計額を2億4,597万円とするものでございます。

3ページをご覧願います。歳出でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1款議会費、1項議会費35万1,000円。2款総務費、1項総務管理費2,919万9,000円。2項監査委員費5万9,000円。3款衛生費、1項清掃費2億706万6,000円。4款公債費、1項公債費919万5,000円。5款予備費、1項予備費10万円。以上、歳出合計額を2億4,597万円とするものでございます。

4ページをお開き願います。第2表地方債。起債の目的は一般廃棄物処理事業でございます。具体的な内容といたしまして、収集等で積込中継施設に搬入した可燃ごみについては、岩手沿岸南部クリーンセンターへ搬出することを機に、ダストドラム方式を導入して効率的に大型パッカー車への積み替え作業を行っておりますが、1日あたり40トン程度を処理するダストドラムは導入から10年が経過し、摩耗等による大きな損傷がみられますことから2,000万円規模の事業費を見込み、限度額を1,590万円として大規模な修繕を実施するものでございます。起債の方法以下についてはご覧のとおりです。

次に予算に関する説明書でございます。6ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書でございます。1総括では先ほどの説明と重複する分を省略させていただきます。この歳入及び歳出の本年度予算額について、前年度当初予算額と比較いたしますと、前年度より960万4,000円の増額となっております。この増減の主な要因

といたしましては、先ほどのダストドラムの修繕にかかる費用以外には、最終処分場の高圧受電設備更新費用として 550 万 5,000 円を増額計上しております。また、令和 3 年度におきまして、3 カ年契約とする可燃ごみ収集、不燃ごみ収集等の委託業務契約の更新費用が抑えられたことや、組合職員 1 名の退職に伴う費用の減額分も影響しているところであります。

7 ページをご覧ください。2 歳入でございます。款、項、目、本年度の順に主なものを申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金 2 億 1,064 万円。内訳につきましては、1 節事務費分担金 1 億 8,784 万円、2 節建設費分担金 2,280 万円になっております。また、大船渡市及び住田町の分担金内訳といたしまして、本予算書の 22 ページ、23 ページに積算根拠など掲載してございますので、ご参考にしていただきたいと存じます。続きまして 2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目衛生手数料 1,794 万円。廃棄物処理手数料でございます。一般家庭及び事業系の一般廃棄物を当組合クリーンセンターに直接持込みする際の手数料でございます。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金 39 万 6,000 円。こちらは平成 26 年度から実施しております最終処分場の放流水の放射線物質測定に要する経費の補助金でございます。8 ページをお開き願います。5 款諸収入、2 項 1 目雑入 109 万 2,000 円。資源古紙引渡料等でございます。ごみの減量化と資源再利用を目的に実施しております資源古紙回収事業により収集した資源古紙を廃棄物処理業者へ引き渡すことによる収入でございます。

次のページをご覧ください。3 歳出でございます。款、項、目、本年度の順に主なものを申し上げます。11 ページをお開き願います。3 款衛生費、1 項清掃費、1 目塵芥処理費 2 億 706 万 6,000 円。職員の人件費のほか、7 節報償費、報償金 400 万円。ごみの減量化や再資源利用を目的に、地域の子ども会や町内会組織など登録した団体が集団資源回収により有価物を資源回収組合に引き渡しを行った際の奨励金でございます。10 節需用費、修繕料 2,713 万円。ダストドラムの修繕を含む中間処理施設や最終処分場施設、塵芥収集車両等に係る修繕費用でございます。12 節委託料、主なものといたしまして可燃物収集 5,111 万 1,000 円、可燃ごみの収集運搬委託費用でございます。不燃物処理・粗大ごみ等広域運搬 1,503 万 3,000 円、不燃ごみの収集、粗大ごみ等の沿岸南部クリーンセンターへの運搬費用等に係る委託費用でございます。木くず類処理 665 万 3,000 円、木製のたんすなど粗大ごみを廃棄処理する費用でございます。次のページをお開き願います。最終処分場高圧受電設備更新 550 万 5,000 円、老朽化に伴う更新費用でございます。13 節使用料及び賃借料 297 万 1,000 円、施設用地の賃借料等でございます。4 款 1 項公債費、1 目元金 902 万円。令和 2 年度に実施した煙突解体撤去にかかる起債の償還につきましては、借入時期の関係で令和 4 年度から元金の償還が始まるものでございます。公共施設等適正管理推進事業債として、674 万 5,000 円を計上してございます。

お開きいただきまして 14 ページ以降に給与費明細書等を載せてございますが、こ

これらの説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第2号について質疑を許します。熊谷昭浩君。

○10番（熊谷昭浩君） 10番熊谷昭浩です。令和4年度ですね、一般会計予算の関係で総括的なご質問をいたします。2点ほどまずはお話を聞きたいなと思っておりましたが、まずはごみの減量化の対策。ただいま管理者のほうから運営方針が述べられました。その中で昨年度を含めて、15年度と比較、ピーク時と比較して32%減少しましたよということで、これの要因としては繰り返しになりますが管内の人口の減少、この当時から比べて1万人以上は人口も減っておりますので、これらがごみの減量化と比例してですね、こういった結果になるのだなというふうに思いますし、一方では組合のほうで一生懸命取り組んでいただいた関係で、ごみの再資源化等々、企業の努力と、そして住民1人1人の意識の高揚が、上がっているといった、こういった捉え方をしてますよということで、この点でもこれまでの取り組みに感謝を申し上げたいというふうに思いますが、いわゆるその、この減量化はですね、常に意識しながら具体的に取り組むといったことが大変重要だなどというふうに思いますが、令和4年度におきましてですね、どういったその、減量化に向けた取り組み、あるいは具体的に将来に向けた、減量化に向けた取り組みの検討をですね、施策の検討を行っていくのか、まず1点伺いたいと思いますし、もう1点は以前もこの組合議会でお話しをして質問等お願いをしましたけれども、大船渡市そして住田町、大変その、高齢化率がですね、高くなってきているのが現状でありまして、そうした中で私の地域の周辺の方々を見てもなかなかそのステーションまでごみを持っていくことすら大変な方も結構もう見受けられてきておりまして、たまには私もお手伝いをしながらですね、地域で支え合っているのが現状だなというふうに思ってます、その関係上、たとえばその、ごみのステーションの増設をすると。これは、ごみ収集のほうの委託料も関係しますので簡単にはいかないというふうに思いますが、ただ現状が現状なもので、そういった考え方で取り組む必要もありますし、あるいは以前もお話ししましたが、地域によっては高齢者の、さきほど言った支え合うということで、収集日にごみを持って行ってステーションに置いてくるということで、若干そのお金をちょっと貰いながらそういった対応をしている地域もありますので、例えばさきほど言ったごみステーションの増設、あるいはそういった地域で、いろんなその、高齢者への支え合いをしている地域には、いわゆるその、さきほどの子ども会の資源回収ではありませんが、若干の補助金等々の考え方等も入れながらこの現在の高齢化に対するごみ収集の考え方ですね、この令和4年度についてどういった考えを持っているのか、あるいは将来的な考え方について持っているのであればお伺いたいなというふうに思います。よろしくようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 2点について、事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 最初ですね、ごみの減量化ということで、令和4年度の取り組み、それから将来の取り組みということでございます。令和4年度の予算の中ではですね、減量化といたしましては例年どおりの、特段その特色のあるものは出ておりません。ごみの減量化につきましては、これまでも指定ごみ袋の透明化とかです、それからリサイクル、最近でいいますと小型家電リサイクル法の施行に伴いまして回収ボックスをですね、管内12か所に設置いたしまして小型家電のリサイクルを図っているところでございます。こうした地道な取り組みにはなりますけれども、こうしたことの影響も減量化に繋がってきているのかなと思っております。引き続きこの拠点回収等の、小型家電等につきましては最近始めたものですので、徐々に量は増えてきているかなとは思いますが広報の機会もございませんので、こういった中でですね、住民への周知をより図りたいと考えているところでございます。そういった中で令和3年度には宅配便によるですね、自宅に居ながらにして、2点目の高齢者の話にもなるんですが、自宅に居ながらにしてごみの収集といいますか、小型家電のですね、そういったリサイクルができるというようなところも、事業も始めておりまして、その結果も徐々に表れているところでございますので、引き続きそういった啓発のほうに努めていきたいと思っております。将来的な取り組みといたしましては、リサイクルについてですね、この4月にプラスチックに関してですね、プラスチック資源循環促進法がですね、そちらが始まるということで、それらの法を鑑みながらですね、当組合としてやっていけることを模索しながら今後進めていきたいと思っております。以上であります。

○議長（東堅市君） 熊谷議員。

○10番（熊谷昭浩君） ありがとうございます。まずあの、今、局長のほうからご提言がされておりましたので、引き続き減量化に向けた取り組みを粘り強くお願いをしたいというふうに思いますし、ただ一方ではですね、やはりその大きな仕組みを若干変えながらですか、仕組みを変えながらね、将来の減量化に向けた取り組みが必要だというふうに思っております。これは以前話しましたし、大船渡市の議会でも私も話したときがあるんですが、ごみの有料化ですね、手数料をいただくといった取り組みも、これは間違いなく将来的にはこれは必ずや、たぶん有料化になっていくのだろうなというふうに思っておりますので、全国的にも昨年度の割合も64～65%まで有料化が、全国でですね、行われているということで、岩手県でも北上市がすでに有料化を始められて、その、半分半分ですかね、処分費の半分半分税金として、手数料ということで、そういった取り組みもされながら減量化を進めている訳でありますので、ぜひとも答えは出すのというのは難しい訳ではありますが、やはりその準備として具体的な検討をですね、進めていく必要があるなというふうに思いますので、これはお願いをしたいと思っておりますし、あともう1つ、分別のあり方ですね、組合といますか、大船渡市のほうでは再利用ごみということで可燃ごみの立派なやつをですね、セメント工場へ運んで処理をしていただくということでありますが、まだまだこうい

った時代になりますと、さらに分別化を進めるような取り組みが必然的に必要になってくるといふふうに思いますので、これがいろいろと分別化すればするほどお金もかかりますが、やはりその、将来に向けたあるべき姿を検討していく必要があるといふふうに思いますので、この点についても減量化を考えた中で検討していただきたいといふふうに思っております。あともう1点の高齢化の関係は間違いなくといいますか、あと2～3年経てばまたいろいろなことが課題になってきますので、これはお互いに知恵を絞りながら取り組んでいかなければならないといふふうでありますので、ぜひとも今後とも最大限前に進めるようなですね、現状に合った取り組みをしたいといふふうに思います。以上であります。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） ただいまのご指摘いただきました件ですけれども、ごみの有料化につきましては、たしかに岩手県がですね、全国で最下位ということで取り組みが少ない、北上市のみということであります。そういった中では不法投棄とかですね、広域化するごみ処理事業の中でですね、導入に向けた自治体の合意形成されなければなかなか進まないといったような例もございますので、引き続き構成市町とですね、協議しながらですね、対応について考えてまいりたいと思います。それから分別のあり方につきましては、さきほど少し触れましたけれども、プラスチックのですね、新法が出来ましたので、こちらの新しい法律を鑑みながらですね、将来的にどうしていけば良いかというところをですね、こちらのほうも構成市町と協議しながらやっていきたいと思っております。また、高齢者のごみ出しにつきましても、きめ細やかなごみステーションの設置が理想と考えています。一方で増設に関しましては、財政負担にも影響いたしますのでなかなか厳しい面もございます。さきほど議員さんも仰いましたとおり、地域でのですね、ごみ出し支援に特化している訳ではないんですが、高齢者の支援ということで、大船渡市でいえばたすけ合い協議会等の活動が見え始めている状況でございます。当組合といたしましても高齢者等の粗大ごみ収集事業を行っておりますので、そういった団体とですね、連携を図りながら支援に繋げていきたいと思っております。以上であります。

○議長（東堅市君） 大変ご丁寧で前向きな答弁をいただきましたが、その他質疑をお持ちの方。山本和義君。

○7番（山本和義君） 7番山本和義です。私からちょっと職員の体制の推移も含めてちょっとお聞きしたいんですけれども、予算書の17ページ、職員数が書いてありますけれども合計11名ということで、行政職3、技労職8になってますが、行政職というのはおそらくこの事務局の3人かと思っておりますけれども、現在、技労職として8人いるということですが、今現在の職員の年齢構成を確認したいと思います。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 現在の組合のほうに従事している職員ですけれども、12人の体制でクリーンセンターなり、収集業務を行っております。そのうち職員につき

ましては8名。うち、現在ですけれども8名おりまして、この3月で1名が退職ということで、ここには7名と載って、記載されているところでもあります。そして年齢なんですけれども7名いずれも50代に入っているところがございます。以上です。

○議長（東堅市君） 山本和義君。

○7番（山本和義君） そうすると7名全員が50代ということで若い職員がいないということですが、それはこの間、採用をあまりしていないということだと思いますが、その辺の最後に職員を正式採用したのがいつなのか、あるいは最近採用して50代の人を採用したのか、ちょっとその辺について確認したいと思います。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 職員の採用については平成1桁あたり、詳しくちょっとはっきりとは言えませんが、1桁あたりに採用しておりますので、それ以降補充されていないと。なお、これにつきましては、収集業務のですね、行政改革によりまして、計画書等はありませんけれども、そういった観点で住民サービスの向上と職員の労働条件の向上を前提としながらも、効率的、効果的な行政運営をする中でですね、民間への委託化を進めているという中で募集していないところがございます。以上です。

○議長（東堅市君） 山本和義君。

○7番（山本和義君） 業務の民間委託を進めてきたと。これからも進めていくということで、これはあの、前市政、もっと前の市政からの継続した方針かとは思いますが、そうしますと全員が50代ということは今採用している職員は全員定年退職となるのは何年度ぐらいになりますか。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 昨年6月ですか、国家公務員のですね、定年延長ということがですね、令和5年度でしたか、までの措置で65歳まで定年延長されるということで、段階的に定年を迎えるということですね、ちょうどその階段状にどんどん人が上がっていくようなんですけど、最終的には令和17年あたりまでに、あたりといえますか付近ということをお願いしたいと思います。

○議長（東堅市君） よろしいですか。山本和義君。

○7番（山本和義君） そうすると実際に携わる技労職の職員が、直接の雇用する職員がいなくなって全て民間に委託すると。ゆくゆくは令和17年頃には全面的にそういうことになるだろうという答弁でございましたけれども、行政職はそのままね、残るんじゃないかと思うんですけれども、この業務の民間委託ということについては何て言うんですかね、メリット、メリットは財政的な面でね、市の予算が節減できるということだと思いますけれども、一方で職員が減るということは職員も市民というか、消費者でもある訳ですから、そういう意味ではマイナス面があるんじゃないかと思えます。いろいろな面でデメリットもあるんじゃないかと思えますけれども、そこを勘案して方針を出していると思いますけれども、これまで民間委託を進めてきてちょっ

と問題があるなということについてあればちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 民間委託にしたということでのデメリット、特に問題になったところはありません。

○議長（東堅市君） 山本和義君。

○7番（山本和義君） 次にですね、さきほどもごみの減量化の話になりましたけれども、可燃ごみにつきましては、どうしても再利用ごみとの兼ね合いが出てくると思うんですけれども、そちらの再利用ごみは当組合の管轄外ではあるとは思いますが、一方で再利用ごみのほうもあまり対象地域も思ったより増えていないなという感じがしておりますけれども、今後の、再利用ごみが増えていく見通しに関わって当組合の可燃ごみが今後減少していくという確かな見通しを持っているのか、ちょっと管理者にお尋ねしたいと思います。

○議長（東堅市君） 管理者。

○管理者（戸田公明君） その点につきましては一市のほうで、ここ数年間、内部で議論してまいりました。今、一市のほうでは、一市一町で可燃ごみの収集、分別収集しておりますけれども、この範囲を拡大したほうがいいのか、あるいはこのままでいったほうがいいのか、どっちなんだろうかということをご2～3年間議論してまいりました。最近、一つの方向性が見えてまいりました。どういうことかと言いますと、国として地球温暖化を今、測っております。ということで、仮に全区域に広げた場合、分別作業を全区域に広げた場合、費用はかかるんですが二酸化炭素は全体、相対として分別したごみ、それと燃やしたごみ、釜石に行って燃やしたごみ、相対を含めていくとお金はちょっとかかるんですが、二酸化炭素は減るという方向性が見えてきております。これは様々な、今までのデータを活用して計算した結果であります。これを今度どういうふうにするかということ、一市一町交えてお話をさせていただきながら方針を決めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（東堅市君） 山本和義君。

○7番（山本和義君） 再利用ごみについては受け入れるセメント工場のほうの関係もあるかと思っておりますけれども、当然そこが増えれば二酸化炭素の排出も、その分燃料が、セメントの燃料が減っている訳ですから、二酸化炭素が減っていくだろうと思うので、これまでの質疑、議会なんかでもやっていると思っておりますけれども、いつも検討しているということだったのでね、ぜひこれは、再利用ごみは進めていくべきであるというか、当組合の管轄ではありませんが、ぜひ進めていただきたいと思っております。あと、さきほどのごみの有料化の議論もされたところでございますけれども、確かにごみを有料化すれば組合の予算は減らすことができるのかもしれませんが、総合的にはあまり変わらないんだかもしれませんが、やはりごみを有料化して集めるとなると、市民から見ればおそらく相当の衝撃というか、まあ私は反対なんですけども、ごみの有料化については、これはなるべくごみの有料化はすべきでないという意見を申し上げ

げて質問を終わります。

○議長（東堅市君） それでは質疑をお持ちの方。村上薫君。

○9番（村上薫君） 9番村上薫です。2点ほどお尋ねいたします。さきほどから10番の熊谷議員も話してましたが、1月にですね、プラスチックごみの一括回収について、地方自治体等に交付税を支給するという記事が載っておりました。いわゆるプラスチックの資源循環促進法というのがこの4月1日から施行すると。これには2つあります。1つは事業者側。例えばホテルとかスーパーとかでスプーンとかフォークとかストロー、ヘアブラシなどを自分達のほうで回収して再利用できるようにする。もう1つは一般家庭から出るプラスチックごみを、一括回収をする場合の経費について地方交付税で手当てをするという内容であります。そこでお尋ねいたしますが、この分配をですね、どのように捉えて今後組合として対応していこうとするか、まずその1点をお伺いしておきます。もう1つはエッセンシャルワーカーにあたります私共のほうの組合の従事者ですね、作業員の方々の新型コロナワクチンの感染予防対策でございます。今、3回目のワクチン接種が徐々に行われておりますが、私共の作業に従事、あたる方々もエッセンシャルワーカーでございます。そこで、できるだけ早急なですね、優先接種の対象としてお願いできないのかなというふうに考えておりますが、この2点についてお伺いします。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 1点目でございます。プラスチック資源循環促進法ですが、この4月から施行されるということで、主には企業側のほうに重き法かなと思っております。その中で自治体としてですね、プラスチックの回収と収集、回収関係になりますけれども、プラスチック容器、ペットボトル等については、これまでも自治体の中では回収ということをして、それ以外のプラスチックについては焼却または埋め立てされてきているのがほとんどの自治体かと思っております。そういった中で、海洋プラスチック問題とかですね、それから海外へのプラスチックの輸出が抑制されるという中で、国内でプラスチックを循環させるというのが国の考え方だと思います。こうした法整備がされてきた中で、当組合といたしましては、さきほどお話しいただいた再利用ごみを含めてますけれども、今は燃やしているというふうな現状であります。釜石のクリーンセンターでは、それをお湯に、一部はですね循環したり、電気を、発電等起こしたりしている面もあります。そういった中で燃やしてはあります。今後そういった法が整備されていくことで、アンケートを自治体のほうでとっておりまして、1割2割はする、またはしているというような回答ではございますが、大方の自治体につきましては5年以内にはなかなか出来ない。といいますのは近隣にですね、そういったプラスチックの分別とか循環させるためのそういった企業がないというところがございますので、こういった法が整備されることによって企業側のほうでですね、当然メリットもなければ動かないとは思いますが、自治体のほうの需要の見込みがある、一定の量ですね、たぶん広域でだと思っておりますけれども企業側も動き出すのじ

やないかと。そういった意味では5年先ではなかなか、当地区ではですね、必ずやるということは言いかねるんでございますけれども、実際に具体的な動きはないんですけども、ただそういった声は聞こえているところではございますので、今後もですね、そういった情報を得ながらですね、進むべき方向についてはやはり構成市町とですね、連携をとりながら行ってまいりますので、よろしく申し上げます。それからコロナのほうなんですけれども、ワクチン、予防接種につきましては、さきほどお話しした8名の技労職と補助で、現在はシルバー人材センターに委託しながら4名の方が従事しております。この方々は、50代の方々を高齢と言うのはあれですけども、全体的には年齢が高いということで心配していたんですが、皆さん予防接種のほうはすべて2回接種済みであります。この3回目の、最初の予防接種の時点で確かに国のほうからでありますけれども、エッセンシャルワーカーということで、自治体と連絡をとりながら早めの予防接種をするような通知はございました。当組合におきましては、さきほどの50代頃ということで、1回目、2回目の接種につきましても、わりとすんなり予防接種が出来たのかなと思っております。そうした中で3回目の接種につきましては、接種券が届き始めているところでありまして、市の計画的な予防接種が、通知等が進んでおりましたので、一定の間隔を空けなければならないという中でですね、もし間隔が空くのであれば、そういった点ではですね、市のほうにお願いしていこうとは思いますが、もし計画的に進んでいるのであれば、それぞれの予防接種した期間に応じてですね、対応できるのかなと思っております。以上でございます。

○議長（東堅市君） よろしいですか。村上薫君。

○9番（村上薫君） 1点目につきましては分かりました。近隣での事業者の次第ということでございますので、今後の、機を見極めながら情報収集して対応していただければというふうに思います。2点目のワクチン接種につきましては、ぜひ、これはあの、最近では岩手県でも200人を超えとか、1回感染すると爆発的に広がってしまいますので、今のうちにエッセンシャルワーカーにあたる従事者の方のですね、3回目の接種を早めていただくように管理者のほうにもよろしく願いをしておきます。それで2点に関わってですが、先日、東海新報のほうにゴミ出しルールということで記事が載りました。全ての方が東海新報をとっている訳ではありませんので、ぜひ感染がですね、拡大する前に今後自宅療養者であるとか検査結果待ちの方が自宅待機ということになりますね。そうしますと自宅からのごみがちょっと出てくると。そのときの感染予防に対するルールと言いますかね、その辺のところをぜひ市町のそれぞれの広報であるとか、何かしらを使ってですね、ぜひこういう、まだ蔓延しないうちに徹底をしていただければとお願いして終わります。

○議長（東堅市君） その件に関しては、事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 常々、大船渡市それから住田町さんの広報を通してですね、いろいろやっております。その中でこの件につきましても次回の掲載のときに

ですね、触れられるようにしたいと考えております。以上でございます。

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第2号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第5、議案第3号、大船渡地区環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは議案第3号についてご説明いたします。議案書の議案第3号をお開き願います。議案第3号、大船渡地区環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について。別冊のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴い、所要の規定の整備をしようとするものでございます。なお、大船渡市におきましては、12月定例会で同様の条例を制定しているところでございます。

条例案につきましては、別冊にてお配りしております管理者提出条例議案の2ページをご覧ください。内容につきましては、別冊の説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の2ページをお開き願います。議案第3号説明要旨。1本則、第5条及び第59条、文言を整理するものでございます。2附則、この条例の施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第3号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第6、議案第4号、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第2号を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは議案第4号についてご説明いたします。議案書の議案第4号をお開き願います。議案第4号、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第2号を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地

方自治法第 292 条において準用する同法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものがございます。

それでは、別冊の令和 3 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第 2 号により説明させていただきます。1 ページをお開き願います。令和 3 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第 2 号でございます。令和 3 年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 372 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 3,869 万 2,000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越しして使用できる経費は、第 2 表繰越明許費による。

2 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正。歳入でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、2 項分担金 372 万 4,000 円の減。

次に歳出でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。4 款公債費、1 項公債費 372 万 4,000 円の減。このことから、歳入歳出の合計額を歳入歳出とも 2 億 3,869 万 2,000 円とするものがございます。

今回の補正につきましては、令和 2 年度に実施した煙突解体費用に係る地方債の償還について、年度末に借入先金融機関の決定等に伴う利率及び元金償還の開始時期が確定したことで、元金利子を減額し、その分の分担金を減額補正とするものであります。内訳につきましては、7 ページ、8 ページにお示しした歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりとなっております。

3 ページをご覧願います。第 2 表繰越明許費。款、項、金額の順に申し上げます。3 款衛生費、1 項清掃費 374 万円。現在、最終処分場浸出水処理施設におきまして、経年劣化等により故障で動力制御盤の修繕を行っておりますが、世界的な半導体不足の影響を受けて修繕部品の調達に遅れが生じております。このため、年度末の完了が見込めないと判断し、当該予算に係る全額について繰越明許するものがございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第 4 号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第 4 号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第 7、議案第 5 号、岩手県市町村総合事務組合を組織

する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは議案第5号についてご説明いたします。議案書の議案第5号をお開き願います。議案第5号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別記のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由でございます。令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、岩手県市町村総合事務組合同規約において所要の整備を行うものでございます。なお、大船渡市におきましては12月定例会で同様の条例を制定しているところでございます。

お開き願います。別記。岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更するものでございます。別表第1を次のように改める。別表第1は記載のとおりでございます。別表第2第1号中、陸前高田市及び大船渡市営林組合、矢櫃山造林一部事務組合を矢櫃山造林一部事務組合に改める。附則。この規約は、令和4年4月1日から施行する。なお、別冊の新旧対照表を参考にさせていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第5号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第5号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本定例会に提出されましたすべての案件が議了いたしました。

これをもちまして令和4年大船渡地区環境衛生組合同議会第1回定例会を閉会いたします。本日はたいへんご苦勞さまでした。

午後2時11分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員